## 特定生産緑地 (清瀬市) の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

地区番号	位 置	解除をする 特定生産緑地の面積	公示日
4	清瀬市下宿三丁目地内	約 100 ㎡	
8	清瀬市下宿三丁目地内	約 1, 470 ㎡	
9	清瀬市下宿三丁目地内	約 80 ㎡	
15	清瀬市旭が丘六丁目地内	約 200 ㎡	
23	清瀬市中里四丁目地内	約 770 ㎡	令和4年10月14日
86	清瀬市下清戸四丁目地内	約 1,640 m²	
217	清瀬市中清戸四丁目地内	約 27, 470 ㎡	
247	清瀬市中清戸三丁目地内	約 50 ㎡	
272	清瀬市下清戸三丁目地内	約 480 ㎡	
合 計		約 32, 260 ㎡	

「区域は解除図表示のとおり」